

437. 移動電線の施設(電技)と定義・低圧移動電線の施設①

〈移動電線の施設〉

第56条(配線の感電又は火災の防止): 1(＃426参照) 2:移動電線を電気機械器具と接続する場合は、接続不良による感電又は火災の恐れが無いように施設しなければならない。3:特別高圧の移動電線は、第一項及び前項の規定にかかわらず、施設してはならない。ただし、充電部分に人が触れた場合に人体に危害を及ぼす恐れがなく、移動電線と接続する事が必要不可欠な電気機械器具に接続するものは、この限りでない。

第57条(配線の使用電線): 1. 2(＃426参照) 3.特別高圧の配線には、接触電線を使用してはならない。

第66条(異常時における高圧の移動電線及び接触電線における電路の遮断):高圧の移動電線又は接触電線(電車線を除く、以下同じ。)に電気を供給する電路には、過電流が生じた場合に、当該高圧の移動電線又は接触電線を保護できるよう、過電流遮断器を施設しなければならない。2:前項の電路には、地絡が生じた場合に、感電又は火災の恐れが無いよう、地絡遮断器の施設その他の適切な措置を講じなければならない。

第73条(接触電線の危険場所への施設の禁止):接触電線は第69条(後述)の規定にかかわらず、同条各号に規定する場所には、施設してはならない。2:接触電線は、第68条(後述)の規定にかかわらず、同条に規定する場所には、施設してはならない。ただし、展開した場所において、低圧の接触電線及びその周囲に粉じんが集積する事を防止するための措置を講じ、かつ、綿、麻、絹その他の燃えやすい繊維の粉じんが存在する場所において離れ難いように施設する場合は、この限りでない。3:高圧接触電線は、第70条(後述)の規定にかかわらず、同条に規定する場所には、施設してはならない。

〈移動電線の定義〉:移動電線とは、電気使用場所に施設する電線のうち、造営物に固定しない物をいい、電球線および電気機械器具内の電線を除く

〈低圧移動電線の施設:移動電線との接続〉

・屋内配線との接続には、差込み接続器その他これに類する器具を用いる事←ただし、移動電線をちよう架用線にちよう架して施設する場合は、この限りでない。・屋側配線または屋外配線との接続には、差込み接続器を用いる事。・電気機械器具との接続には、差込み接続器その他これに類する器具を用いる事←ただし、簡易接触防護措置を施した端子にコードをねじ止めする場合は、この限りでない。

